

## 公開草案に対するコメントの公表

### 1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準適用指針公開草案第 28 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」（平成 20 年 1 月 24 日公表）

### 2. コメント募集期間

平成 20 年 1 月 24 日～平成 20 年 2 月 25 日

### 3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（平成 20 年 5 月 13 日公表）

### 4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL9	(社) 全国銀行協会
CL11	(社) 生保協会
CL12	(社) 日本経済団体連合会
CL13	あずさ監査法人
CL14	(株) ジャフコ
CL18	(社) 日本貿易会
CL19	エヌ・アイ・エフ SMBC ベンチャーズ (株)
CL20	有限責任中間法人 日本ベンチャーキャピタル協会
CL21	日本公認会計士協会
CL22	日本アジア投資 (株)
CL23	新日本監査法人
CL24	あらた監査法人

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL1	木曾 慎二	
CL2	鯨坂 雄二郎	
CL3	石田 健一	新日本監査法人 監査 3 部 社員
CL4	中村 慎二	弁護士 公認会計士 イリノイ州アーバナー・シャンペーン校 会計学修士課程

CL5	森田 康裕	
CL6	上田 正宜	株式会社レコルテ 取締役 公認会計士
CL7	宮崎 哲	公認会計士
CL8	駒田 浩志	公認会計士
CL10	菅野 雅子	あずさ監査法人 第1事業部 マネージャー(証券グループ担当)
CL15	黒田 弘太郎	
CL16	山田 徳昭	
CL17	森田 高弘	
CL25	柴 毅	あらた監査法人 代表社員
CL26	栗元 秀樹	(株) リサ・パートナーズ 経営管理部 ヴァイスプレジデント
CL27	槇 祐治	

## 5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。なお、項番号のうち、「論点の項目」及び「コメントの概要」における記載は公開草案のものを指します。また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
範囲（2項）		
1) 連結財務諸表を作成していない会社の取扱い	33項は2項に含めるべきである。33項は、連結財務諸表を作成していない会社に対して、個別財務諸表における取扱いを規定したものであるから、結論の背景ではなく、2項に含めるべきである。	個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する投資の範囲及び連結財務諸表を作成していない会社に対する個別財務諸表における取扱いについても本適用指針の定めによる旨を、第2項に記述した。
2) 他の法令の各適用にあたって	範囲(2項)において、「本適用指針は、連結財務諸表を作成することとなる場合に適用する」とあるため、会社法その他の法令の各適用にあたってはそれぞれの立法目的・主旨・解釈が異なる場合もありうることを明確に記載していただきたい。本指針が連結財務諸表作成における適用指針であることによって、会社法その他の法令適用の解釈が本指針にて規定されることが実務上の多くの議論を生むことを懸念するため、本指針の適用は会社法その他の法令の適用における実務上の解釈とは必ずしも一致しないということを、明確にしておいていただく必要がある。	他の法令等における問題であり、ここで取り扱うことはできないのではないかと考えられるため、公開草案のままとすることとした。
用語の定義（3項）		
3) 全般	連結財務諸表制度の本旨等を勘案した場合、本公開草案における用語の定義については、監査委員会報告第60号と同様に財務諸表等規則に準拠すべきものであると考える。	本適用指針は、親会社、子会社等のこれまでの定義を変えるものではなく、他の適用指針と同じように、連結財務諸表原則、持分法会計基準及び連結財務諸表制度における子会社および関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱いにおけるものと同様とする、と修正した。
4) 親会社の定義	親会社の定義について、連結原則等では、「会社」のみでそれに準じる事業体は含まれていないが、改正後の財務諸表等規則第8条3項では「会社等」と定義されており、この差異について整理していただきたい。	
5) 子会社の定義	「子会社」の定義については、「親会社及び子会社」又は「子会社」による支配の場合についても記載することが適当であると考え。これは、「親会社及び子会社」又は「子会社」による支配の	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
6) 関連会社の定義	<p>場合も「子会社」とみなされる旨を定義においても記載することが適当であるとする。</p> <p>関連会社とは、「親会社及びその子会社が、・・・」としているが、この定義によると、子会社の存在しない会社が重要な影響力を行使しうる会社等について関連会社と定義できないことから、「具体的な取扱い」と同様に、「会社(当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、・・・」とすべきである。</p>	
7) 同意している者	<p>監査委員会報告 60 号に比べて、公開草案における「同意している者」の定義はより曖昧かつ一般化されているが、この理由を明確にしていきたい。これは「同意している者」の範囲を拡大するものと解するべきか。従来の監査委員会報告 60 号に何か問題点があったということであろうか。「同意している者」は、「緊密な者」とは異なり、監査委員会報告 60 号において具体的な定義や判断材料が少ないため、現場においては意見が分かれる場面が決して少なくない。同意している者が問題になるのは、株主間契約（協定／合意）またはこれに準じた合意が交わされている場合で、ごく一部の事項に関する議決権の共同行使が約束されている場合である（完全な議決権の共同行使が約定されていれば「同意している者」に該当するであろう）。</p>	<p>本適用指針の第 8 項及び第 10 項にて「同意している者」を示している。内容はこれまでと同様（監査委員会報告第 60 号 2(4) ②）である。</p>
議決権の所有割合の算定（4 項から 10 項）		
8) 行使し得る議決権の総数	<p>「直前期の株主総会招集通知に記載されている総株主の議決権の数」を議決権の所有割合における行使し得る議決権の総数として使用できる場合を広く認めることが適当であるとする。</p> <p>（理由）</p> <p>連結範囲を判定する連結会計年度末時点において、行使し得る議決権の総数を厳密に把握することは実務上困難である。（上場会社においては不可能）したがって、実務に配慮し、直前期の株主総会招集通知に記載されている総株主の議決権の数の使用を認めた上で、財務諸表提出会社が知り得る重要な事象については補完を要する旨の規定とすることが適当であるとする。</p>	<p>これまでと同様の記述（監査委員会報告第 60 号 2(1)）であり、また、関連会社ではなく子会社に関するものであるため、公開草案のままとする事とした。</p>
9) 行使し得る議決権の総数	<p>実務としては、会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」7 項、および企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」16 項において、中間決算日または四半期決算日を基準日とした支配獲得又は解消の手続が定められている。本適用指針では、中間財務諸表や四半期財務諸表の作成を前提とする表現となっていないので、事業年度の途中</p>	<p>コメントを踏まえ、「事業年度末における」という表現を「期末における」と修正した。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	での判定があり得ることを前提とした表現を追加することが適当である。	
10) 議決権制限株式に係る議決権	議決権制限株式に係る議決権は、(案1) 制限の程度にかかわらず(つまり、株主総会のいずれかの事項につき議決権が付与されている限りにおいて) 行使し得る議決権の総数に含まれる(現在の「結論の背景」に現れた見解、及び従来解釈)か、(案2) 役員を選任議案、定款の変更等の他の会社の財務及び営業又は事業の決定に関する議案のいずれかに関して議決権が付与されている限りにおいて、行使し得る議決権の総数に含まれる。(監査委員会報告60号2(4)②参照) かについて適用指針上明確にしていきたい。	第5項及び第36項に示されているように、従来と同様、コメントにいう(案1)を採用した。
11) 相互保有株主の取扱い	会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、以下のいずれかに変更してはどうか。 ①「会社法第308条第1項により、株式会社がその総株主の議決権の4分の1以上を有すること等により、議決権を有しないこととなる当該株式会社の株主の所有する株式」 ②「会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条により、株式会社が、当該株式会社の株主である会社等の議決権の総数の4分の1以上を有する場合における当該株主であるものが所有する株式」	「会社法第308条第1項による相互保有株式」と修正した。
12) 緊密な者及び同意している者がいる場合	指針の9項には、「一般的には」と記述されているが、「緊密な者」の例示として「議決権の100分の20以上を所有している会社等」を記載することにより、企業会計・監査の実務において当該例示をもって機械的に「緊密な者」と判断することが懸念される。したがって、自己の議決権の所有事実のみをもって「同一の議決権を行使することが客観的かつ明白に認められるとはいえない」ことを結論の背景等で明確に示していきたい。	これまでと同様の記述(監査委員会報告第60号2(4)①)であるため、公開草案のままとすることとした。
13) 緊密な者の判定における「資金調達額の総額の概ね過半」	従来の監査委員会報告第60号における「資金調達額の総額の過半」から表現が変更されている。緊密な者については実質的な判断が必要とされていることから、過半に達しない場合であっても他の要件から緊密な者とされる場合もあり得ることから、実質的な内容には変更がないと考えるのか、それとも緊密な者の範囲をより広くすることを意図した実質的な変更を含むのか、結論の背景等において触れることが必要と考える。	もともと実質的な判断が必要とされていることから、その内容には変更はないと考えられる。よって、公開草案のままとすることとした。
他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有していないが、当該他の会社等の意思決定機関を支配している場合(11項から15項)		
14) 全般	13項、14項(3)、15項(1)において、判定対象会社の資金調達に関して修正及び追加の記載がなさ	N/A

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>れていることに賛同する。各項の記載については従来の監査委員会報告第 60 号の表現に修正を加えている。特に 14 項(3)の追加記載については、結論の背景の 35 項で「資金の関係を通じて財務の方針を決定している場合があり得ることによる」旨が示されている。その点については、資金調達面を重視する点が示されており判定要件がより明確になるものとする。</p>	
15) (同上)	<p>「他の会社等の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している会社であって、緊密な者、同意したる者の議決権とを合わせて他の会社等の議決権の過半数を占めている場合」についての記載がない理由は何か。</p>	<p>従来どおり、「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」一 3(2)①における定め以上の指針を想定していないことによる。</p>
16) その他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実	<p>支配の有無に関わらず、重要事項の決定の際には各株主の承認を必要とするような株主間協定を締結することが実務上多いため、当該条項は支配力の判断の際に非常に紛らわしいと感じる。例えば「(1)当該他の会社等が重要な財務及び営業又は事業の方針を決定するにあたり、自己の承認を得ることとなり、その承認の権利は他の株主には与えられていない場合」などと表現を改めることを検討戴きたい。</p> <p>14項は、内容的には13項の資金の関係を通じた財務方針決定についての支配と同質のものではないか。このため13項にまとめて記載した方が理解しやすいものと思われる。また、「当該他の会社に多額の損失が発生し」との記載は不要ではないか。14項は包括的な規定なので、このような状況の限定は無い方がよいと思われる。</p>	<p>これまでと同様の記述（監査委員会報告 60 号 2(3)⑤）であるため、公開草案のままとすることとした。</p>
17) (同上)	<p>14項(3)については、「金融機関が通常取引として融資を行っている場合を除く」旨の記載を追加すべきであるとする。なお、15項(1)についても同様の記載を追加すべきである。</p> <p>(理由) 第13項の過半数の融資という実質判定においては「金融機関が通常取引として融資を行っている場合を除く」旨の記載があることとの平仄を確保すべきである。第14項(3)にこの旨の記載が無い場合には、ほとんどの融資先が実質判定により連結会社に該当するとの誤解が生じることになるため、当該記載の追加によりこの点を明確にすることが必要とする。</p>	<p>第 13 項に「なお、融資については、金融機関が通常取引として行っている場合は該当しない（以下同じ。）」という記述を追加し、平仄を確保した。</p>
18) 資金調達額の概ね過半につ	<p>15 項(1)は、議決権割合が 40%未満の場合に支配している例であるが、①13 項「資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているもの）の総額の過半について融資を行っていること」と、②14</p>	<p>コメントを踏まえ、「資金調達額の概ね過半についての融資及び出資」という記述を、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
いての融資及び出資	項(3)「資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限らない。）の総額の概ね過半について融資及び出資を行っている場合」に分けて書いてはどうか。	「負債の部に計上されている資金調達額の概ね過半についての融資」と改めた。
19) 債務超過額を負担することとなっている場合	支配の要件を満たしていれば、子会社の範囲に含まれるだけであり、当該他の会社が債務超過の状況にあるかどうかは関係ないものと思われる。この意味では、債務超過額を負担することになっているかどうかも子会社の範囲の決定に直接的に繋がるものでもなく、具体例としてここまで記載することは不適當ではないかと思われる。	これまでと同様の記述（監査委員会報告60号2(5)②）であるため、公開草案のままとすることとした。
他の会社等の意思決定機関を支配していないこと等が明らかであると認められる場合（第16項(1)から(3)）		
20) 複数の会社等がそれぞれ他の会社等を支配していることにはならない場合	「当該株主が独立して方針決定していることが明らかであると認められる場合には、子会社に該当しないことにあたる」とあるが、この場合、「当該株主」が「独立して方針決定している」ことを自己が挙証する必要があるとも読めるため、客観性の観点から、監査委員会報告第60号にあるような記載が望ましい。	コメントを踏まえ、監査委員会報告第60号2(6)②と同様の記載とした。
	「複数の会社等（親子関係にある会社等を除く。）が、それぞれ他の会社等を支配していることにはならないため、例えば、」と記載されているが、文章が長く意図が明瞭に伝わりにくく感じる。「複数の会社等（親子関係にある会社等を除く。）が、それぞれ他の会社等を支配していることにはならない場合。例えば、」のような文章に改めるよう検討戴きたい。	コメントを踏まえ、文章を改めた。
21) 合弁会社の場合	第37項について、「持分法に準じた処理方法」との記載や「企業結合に係る会計基準」に従いは、記述として正確ではないように思われる	コメントを踏まえ、記載を改めた。
他の会社等の意思決定機関を支配していないこと等が明らかであると認められる場合（第16項(4)及び第24項）		
22) 全般（考え方）	<p>「他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する」ことが投資企業の最終的な営業目的であるキャピタルゲイン獲得の手段である場合の取扱いを明示していただきたい。</p> <p>(1) 投資企業が、過半数を超える議決権を所有するマジョリティ投資を行う場合においては、株主総会の決議をコントロールできることから、こうしたケースは「株主総会その他これに準ずる機関を支配している」状況であると解釈することも可能である。</p> <p>(2) 一方で、議決権の行使を通して株主総会の決議をコントロールすることが、投資企業の営業目的であるキャピタルゲイン獲得の手段である場合も多いかと思われる。</p>	<p>①ほとんどの企業において、他の会社等の株主総会を支配することは、当該企業の何らかの営業目的を達成するための手段であること、②株主総会を支配しているが傘下に入れる目的で行われていないことの説明が困難であることから、本適用指針では、営業取引のために議決権を行使して</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>監査委員会報告第60号のように、「他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図」が「営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたとき」には、子会社に該当しないものとして取扱うことができるとの解釈も成り立つものとも考えられる。</p> <p>投資企業や金融機関が営業取引として他の会社の株式を所有し、その営業目的を達成するために当該他の会社等の株主総会等を支配している場合、当該他の会社は子会社に該当しないと解してよいか。「営業目的のための支配」は、「支配する意図をもって株式を所有する場合」の「支配」と異なると考えてよいか。</p> <p>要件①～④の該当の有無を判定する際には、投資育成や事業再生の目的に沿った事象については取引実態を勘案して斟酌すべき旨の記載をすべきであると考え。例えば、VCにおける投資に際しては、投資育成の為に助言や営業斡旋、更に人材の派遣等が実務上行われているが、これらを要件②における「投融資を行っているもの以外の取引」又は要件④における「連携関係」に該当すると考えると、そもそもの目的達成の為の手段が認められないこととなり、現行の取引実態から乖離することになる。支配の意図がない投資育成や事業再生の目的に沿った行為については、当然に要件の該当から除外されるべきである。</p> <p>VCが行なうバイアウト投資では、投資先の企業価値向上のために取締役を派遣し意思決定機関を支配することで、短期間のうちに企業価値を向上させてEXITを図るケースがある。このような場合でも、16項(4)の①から④の要件に該当する場合は、子会社に該当しない旨の表記を39項に付け加えていただきたい。</p> <p>濫用（投資先の連結外しを目的とすること）の意図は無く、キャピタルゲイン獲得を目的とし、投資先の企業価値を向上させるためにハンズオンで投資先への役員派遣（当該役員の投資先取締役会、経営会議等の構成比率に関わらず）を行っていても、16項の要件を満たす限り、子会社には該当しないと考えてよいか。</p>	<p>も、投資先である他の会社等と連結グループとみなされるような運営がなされておらず、当該他の会社の株主総会を支配する意図はないと判断できるような場合を具体的に示すことにより、実態に見合う対応を図った。</p>
第16項(4)ただし書き	(当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く)について	
23) 考え方	ただし書きについては、削除もしくは内容の見直しが必要であると考え。投資育成や事業再生の	第42項において、その趣旨を示した。



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>目的を遂行するために、投資先企業の議決権の過半を取得するケースも考えられる。本条項は、その様なケースを含めて議決権の過半を取得する場合を全てただし書きの対象として除外し、当該投資先企業を子会社と判定するものと解される懸念がある。</p> <p>16 項 (4) の要件をすべて満たし、かつ、「…支配する意図が明確であると認められる場合」、同項本文ただし書きが該当するのは極めて特殊な事例に限定されると考えられるので、具体例を明示していただきたい。</p> <p>そもそも 16 項は支配していることに該当する要件を満たしていても、意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合についての記載であり、その例として挙げているのが 16 項(4)であるから、あえて ( ) 内のただし書きの内容をもう一度記載することは加重であり、かえって理解しづらいものとなっている。</p> <p>この定めを濫用することを防止する規定を追加することが必要と考える。</p>	
16 項(4)①売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること		
24)「議決権の大部分を所有しないこととなる」について	<p>「議決権の大部分」については数値基準を設定することが必要と思われるがどうか。</p> <p>この場合の大部分とは、現在保有している持分の大部分を売却するとの意味か。それとも売却により当該他の会社の全体に占める持分割合が全体に対して大部分ではなくなるという意味か。また、持分の全てを売却するとはしなかった理由は何か。</p> <p>「大部分」とは具体的にどの位の議決権割合がこの基準に該当するか曖昧である。</p>	第 41 項(1)において、売却等により、一義的には関連会社に当たらない程度にまで当該他の会社等の議決権を所有しないことが必要になるものと考えられる旨を示した。
25)「合理的な計画」について	<p>「合理的な計画」とは、どの程度であろうか。一般に VC は、投資先企業を数年後に上場させて市場で売却するという計画のもとに投資を実行する。しかし、投資先企業が計画通り上場することは少なく、倒産しないまでも上場もあり得ないというリビングデッドの状態になるものが多く存在する。これらの投資先企業は、支配目的ではないので最終的には何らかの処分することは間違いはない。しかし、上場が見込めなくなった段階ですぐに、いつ、誰に、いくらで処分するかという具体的な内容が固まるわけではなく、相手方と時間を掛けて何度か交渉したうえで固まっていく。処分内容が固まる時期についても、交渉次第なのでなかなか明示できない。このような状況のもと、議決権の大部分を所有しないこととなる方針、つまり VC が投資先企業の株式を売却するという方針を</p>	個々の状況に応じて判断されることとなると考えられるが、コメントを踏まえ、「営業取引として他の会社等の株式や出資を有していることが前提とされていることから、当該営業取引の性質に見合う売却等の方法や時期その他の事項を考慮した計画の合理性が必要となる」旨を結論の背景に追記した。(第 41 項(1))

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>明確にしていれば、「合理的な計画」があると言ってよいかどうか。それとも、処分内容が固まらない間は何も決まっていないから「合理的な計画」はないとみるのかどうか。</p> <p>「合理的な計画」に含めるべき要件はあるか。EXIT 方法、EXIT 時期を検討すれば「合理的な計画がある」と考えるがいかがか。投資会社において意思決定機関（例えば投資委員会）の決定は必ず必要か。投資先の事業環境等の変化に応じて当初の EXIT 方法や EXIT 時期が変更された場合も合理的な計画が継続していると考えerがいかがか。</p> <p>「合理的な計画」の要件をある程度明確にすることが必要であると思われるが、どうか。実現可能なEXIT方法及び、一定期間内のEXIT年数が決まっていることが要件として必要であると考えerが、投資委員会のような諮問機関による決定も要件として要求されるか。</p> <p>① 「実現可能なEXIT方法」は、VCの場合、IPOが一般的に考えられるが、現在の市況の状況が悪く、現況ではIPOが困難な場合であっても、市況の回復は予想困難であり、現況だけをもって、IPOをEXIT方法としていることが不合理とはいえないと考えるが、問題ないか。EXITの方法が変更される場合も実務上はあり得るが、当該変更があったことをもって、「合理的な計画」でなくなったとは考える必要はないと考えるが、どうか。</p> <p>② 「一定期間内のEXIT年数」としては何程度まで許容されるか、一定の目安を設けてはどうか（投資時通常は5年程度をExit年数としているところが多い）。</p> <p>「合理的な計画」とはどのような計画であるか不明である。投資企業の所有目的を考えれば、多くの議決権を持ち続けることは一般的に考えにくく、また、その所有期間もそれほど長くないものと想定できる。「大部分」という基準を具体的に規定する場合に、一定の幅があることはやむを得ないが、「合理的な計画」としての具体的判断基準では、所有期間を明示すべきであり、おおむね5年が適当な期間ではないかと考える。</p> <p>この要件の判定に解釈の幅がでるため、「合理的な計画」には、意思決定機関やその売却時期を定める等の具体的な判断要件を明確にする必要があると思われるがどうか。特に売却時期については、個々の案件によって、投資回収期間は異なることになるが、幅広い解釈を避けるため、具体的な期間、例えば、概ね5年程度と定めてはどうか。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>投資後、事業の進捗状況によっては上場等が遅延することがある。この場合でも、すぐには売却せず、当面事業の進捗を見守り、保有を続けることもある。このような場合であっても投資事業組合等を通じた投資であれば組合満期までに売却することは明らかで、「大部分を所有しないこととなる合理的な計画がある」ため、支配していることに該当しないことを確認したい。</p> <p>「VCが行なう投資は、通常、投資時点で、売却方法、売却時期など合理的な計画に基づき実行している。投資先の事業環境等の変化によって、都度、売却等の合理的な計画に見直している。このような見直しは、投資時点での合理的な計画の継続とみなせるものであるため、この旨を記述すべきである。</p> <p>VCにおいては、本質的に全ての営業投資は将来売却することを目的として取得している。加えて、通常VCにおいては投資時点において売却方法や売却時期、及び投資採算についての合理的な計画に基づき投資を決定している。一方、投資回収のプロセスにおいて、VC投資を含むプライベートエクイティ投資の場合、途中で様々な理由により投資回収が遅延することがあり、場合によってはすぐに売却せずに当面保有して事業の進捗を見る場合がある。上記のように当初の計画に変更が生じた場合であっても、本質的に投資時から営業投資としての保有目的に変更がない場合、つまり売却することを目的としている場合においては、「売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を保有しないこととなる合理的な計画がある」ものとする。</p>	
(4)②当該他の会社等との間で、通常取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと		
<p>26)「通常取引として投融資を行っているもの以外の取引」について (投資先企業の価値を向上させるものを含む)</p>	<p>「通常取引として投融資を行っているもの以外の取引」はどこまで含まれるのか。VCは資金提供だけを行っているわけではなく、より確実にパフォーマンスのよい投資回収を図るため様々な取引を行っている。投資企業の定義で「売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う会社等」とあるので、上記のような取引は「通常取引として投融資を行っているもの以外の取引」に該当しないとみてよいか。</p> <p>VCと投資先との取引で、投資方針にそった一連の企業価値向上のための取引は、投資価値の向上を目的として遂行されるものであり、VC業における通常取引の範囲内であるため、「投資方針にそった一連の企業価値向上のための取引（ハンズオンのため取締役を派遣した際の役員報酬、コ</p>	<p>本適用指針では、営業取引のために議決権を行使していても、投資先である他の会社等と連結グループとみなされるような運営がなされておらず、当該他の会社等の意思決定機関を支配する意図はないと判断できる場合について具体的に示すことにより、実態に見合う対応を図っている（第41項）。こうした観点からは、①投資先企業の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ンサルティングに係るコンサルティング料、M&amp;A アドバイザリー業務の手数料等) については、通常の取引の範囲に含まれる。」という表記に変更して頂きたい。また、当該他の会社等と VC が含まれる企業集団にある銀行、証券会社等との取引で、為替手数料等の銀行取引手数料やデリバティブ取引等は、通常の取引の範囲内であること、また、一クライアント・消費者として、当該他の会社等の商品の購入、サービスの提供などの取引は問題がないことを明示して頂きたい。</p> <p>VC では、以下のような取引を日常的に行っているが、いずれも投資先企業の価値を向上させ、キャピタルゲインを獲得することを目的として行うもの、または通常の営業取引として行うものであるため、これらの取引がある程度存在するとしても支配していることには該当しないことを確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資先企業の上場に向けた体制整備のために、VC 又はその子会社がコンサルティングを行うことにより手数料を受領すること。</li> <li>・投資先企業との間で通常の営業取引として、通常の取引条件で資産の譲渡や役務の提供を行うこと。</li> <li>・投資先企業の価値向上を目的として、投資先企業から通常の取引条件で資産の購入や役務の提供を受けること。</li> <li>・投資企業である VC が業務を執行する投資事業組合等に投資先企業が出資をすること。</li> </ul> <p>当該要件は、通常親会社と子会社との間で行われるような取引、例えば親会社の事業の一部を子会社に委託する等の取引が投資企業と投資先企業の間でないこと、という趣旨であり、投資先企業の企業価値向上や将来のキャピタルゲインの獲得、及びキャピタルゲインの拡大のために行う取引までも制限するものではないと認識している。ついては、その旨明確にすべく、「通常の取引としての投融資取引及び投資価値の向上を目的とする業務に関連する取引以外の取引がほとんどないこと」といった文言に修正して頂きたい。</p>	<p>価値を向上させるもの、②定型的、取引条件が一般の取引と同様な条件のものであっても、これらの取引がないことが必要であると考えられる。</p> <p>このため、そのような営業取引が独立して行われており、それ以外の取引がない場合には、他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たすように投資企業が当該他の会社等の株式や出資を有していても、それはキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引としてのものにすぎず、また、金融機関が当該他の会社等の債権と株式を有していても当該債権の円滑な回収を目的とする営業取引としてのものに過ぎないと考えられる旨を結論の背景に追記した (第 41 項(2))。</p>
27) (定型的、取引条件が一般の取引と同様な条	約款等で定型的に金額と取引条件が決まっており、他者と全く同条件で行われる取引については、当該他の会社等との間で行われていたとしても、子会社に該当しないという判断を否定するものではないということを明記しておくほうがよい。「ほとんどない」という表現では量的な基準だけと	同上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>件のものは該当しない)</p>	<p>読み取れるが、質的な面でも配慮がなされるべきものとする。</p> <p>銀行における預金取引等、定型的な条件において大量に行われる同種の取引、投資育成の目的を達成するための手段として行われる取引等については、「通常の取引として投融資を行っているもの以外の取引」の対象外とすることが適当であるとする。</p> <p>「通常の取引として投融資を行っているもの以外の取引」の範囲が明確にされておらず、この定めを適用する際に混乱が生じるのではないかと考えられるため、この点を明示していただきたい。この際、取引条件が一般の取引と同様な保険契約は該当せず、21 項にある「重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引」や企業会計基準委員会第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」9 項(1)にある「一般競争取引による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引」以外の取引が該当するものと考えられる。</p> <p>傍聴時の議論では、許容される取引として、銀行が株主である場合の、貸付金に関わる取引（元本・利息の回収）を想定していたと思われる。この他、普通株式と優先株式を保有していた場合の、投資時から契約されている優先株への配当や利益の一定の範囲内の普通株式への配当も許容されるかと考えるが問題ないか。銀行が株主である場合、取引銀行との間で通常想定される取引であり、取引条件も一般取引と同様であれば、許容されると考えるが問題ないか（為替取引、その他デリバティブの取引等）。銀行等は債権の円滑な回収を営業目的として投資するほか、投資先への M&amp;A アドバイザリー等の投資銀行業務の提供をすることが想定されるが、それも許容される取引として問題ないか。当該業務も営業取引であり、これらの取引があることをもって、投資先を支配していることにはならないと考える。投資会社との関係維持のため、投資先の業務提供を受ける場合が多いと考えられるが、取引条件が一般取引と同じであれば、許容されると考えてよいか。</p> <p>被投資会社が不動産業等で通常の取引として賃借料の支払等がある場合は、どのように考えればよいか。IT 関連等の事業を営む会社等でも通常の取引としての取引が存在することは在り得るが、どのように考えればよいか。</p>	
<p>28)「取引がほと</p>	<p>「ほとんどない」というのは定量的にどの程度なのかを具体的に明示願いたい。</p>	<p>第 41 項(2)に追記した理由から、公開草案</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>んどない」について</p>	<p>「取引がほとんどない」と考えられる取引の重要性の判断基準は何か。例えば投資先の企業価値向上を目的としたM&amp;Aアドバイザー業務、引受等の提供は許容されると考えるがいかがか。また、銀行が投資先から為替手数料をもらう場合、デリバティブ取引を行う場合、投資先から当該投資先の事業にかかるサービスを受ける場合は「通常の取引」と考えるがどうか。そこに営業支援の意図がある場合はいかがか。当初から計画した以外の配当（通例を超える多額の配当）や自己株式の取得（投資先が自己株式取得として買い戻す取引）等の財務取引も許容されるか。</p> <p>この記載は、「通常の取引として投融資を行っているもの以外の重要な取引がない」と改めることが適当であるとする。</p>	<p>のままとすることとした。</p>
<p>(4) ③当該他の会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること</p>		
<p>29) 削除してはどうか。</p>	<p>③は削除することが適当であるとする。また、削除が困難である場合には、「明らかに異なる」と判断するための具体的な指針を示していただきたい。融資先や投資先が、グループ内企業と同種の業種か否かは、支配の態様とは関係なく、あくまで営業としての取引か否かで判断されるべきである。特に、投資企業の企業集団における事業の種類が多種に及ぶ場合、投資先企業の業種の如何により子会社か否かが分かれることになり、投資事業の取引実態とは乖離するものとする。前述の目的に沿った事象について考慮した上で、要件④に規定しているシナジー効果や連携関係を判断することで、③の規定の意図は満たされるものとする。</p> <p>これは他の条件と比較して、形式的な判断基準となっている。子会社の判定にあたっては、支配力という観点から実態に基づいた判断がより重要と考えられることから、当該条件を外すことを検討願いたい。</p> <p>グループ内で色々な機能を持つ企業を有している場合にどのように判断すればよいか、より明確にする必要がある。企業グループとして、VC及びプライベートエクイティ（PE）投資の投資対象として、グループ会社の事業と類似の企業に投資を行う場合であっても、将来売却を目的とした投資であり、16項(4)②で記載のような通常の投融資取引以外の親会社子会社間のような取引がなく、④で記載のように、実際の事業の内容について投資企業グループ側において投資価値向上以外の直接の事業上のシナジー効果や連携効果がなければ、明らかに支配目的ではないと判断できる。</p>	<p>本適用指針では、営業取引のために議決権を行使していても、投資先である他の会社等と連結グループとみなされるような運営がなされておらず、当該他の会社等の意思決定機関を支配する意図はないと判断できる場合について具体的に示すことにより、実態に見合う対応を図っている。</p> <p>この際、当該事項については、コメントを踏まえ、「当該他の会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること」ではなく、「自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものとはみなせないこと」と修正した（第16項(4)③及び第41項(3)）。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
30) 「事業の種類」について	<p>「事業の種類」とはどのように定義されるか。例えば、「自己の事業の種類」が金融商品取引法での第二種金融商品取引業、「当該他の会社の事業の種類」も金融商品取引法での第二種金融商品取引業、というように広くは解釈されないと考えるがいかがか。「自己の事業の種類」がVC事業の場合、「当該他の会社の事業の種類」もVC事業と解釈すれば良いと考えるがいかがか。また、「自己の事業の種類」がVC事業で投資先が本業以外にVC事業を行っている場合は「明らかに異なるもの」と解釈するがいかがか。金融企業集団内の連結子会社に当たる弊社が自社の連結の範囲を検討するときに親会社や兄弟会社の「事業の種類」まで加味してこれを適用するのだろうか。つまり、VC事業を営む弊社の「事業の種類」はVC事業だけと考えればいいのか、それとも親会社や兄弟会社の営む証券業等も加味するのか。また、IT企業への投資に際し、開発するシステムの種類が異なれば「事業の種類」は異なると考えて良いか。</p> <p>「事業の種類」とはどのように定義されるものか明示していただきたい。VCが含まれる企業集団においては、企業集団内の各企業の事業（商社等事業会社の各事業部門）の種類と異なるものである必要があると考えるが、例えば、金融グループ企業集団の場合、ネット証券など金融業への投資は、自己の事業の種類と同一とみなすのか等、事業の種類は何によって定義されたもので判断すれば良いか不明であり、明確化していただきたい。</p> <p>事業の種類が明確でないと、実務上、企業間の処理が整合しないことになると思われる。具体的には、どのレベルの事業分類により、同等かどうかを判断するのかについて明確にする必要があるように思われるがどうか。</p> <p>親会社が証券会社の持株会社であるVCの場合、証券業の会社に投資する場合、証券グループとしては、シナジー効果を楽しむつもりがなくとも、外見的には判断が困難であるため、当該証券会社は子会社に該当してしまうことになるのか。この場合、当該親会社の子会社が連結グループ外と取引のある子会社があった場合、当該子会社と同じ業種の投資先は上記の要件に抵触すると考えるべきか（EX. 兄弟会社である証券会社にシステムを販売している会社が、一部外販も実施している場合、IT関係の会社にVCが投資すると子会社に該当してしまうのか）。ある子会社にグループ全体の不動産を管理させている場合（不動産会社から賃貸し、グループ会社に転貸、付属設備等の保</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>有・グループ会社への賃貸)、当該業務は単に、本来的には各社の総務部が実施することを一括的に管理しているのみであり、不動産業を営んでいるわけではないので、不動産業の会社に投資したとしても、上記の要件に抵触しないと考えるが、問題ないか。</p> <p>IT やシステム関連、不動産投資管理などの業務を営む他の会社については、投資企業や金融機関が自らこれら事業（付随事業であっても）を行っていたり、グループにこれら事業を営む会社が存在するケースもあると考えられるが、これらについてどう取り扱うかをもっと明瞭に記載する必要があると思われる。</p>	
<p>31)「明らかに異なる」について</p>	<p>「明らかに異なる」とはどのようなレベルか明示する必要があるのではないかと。例えば、投資先の業が製造業の場合に、投資企業が属する企業集団内に同様に製造業を営む企業があれば、それは必ずこの要件に該当しないこととなるのか。それとも、投資先が開発・製造しているものが自動車として、企業集団内の企業が開発・製造しているものが化学調味料と、製造対象物が異なっていれば、事業の種類が異なるもの、と考える余地があるのか。単に「当該他の会社等の事業は、自己の事業と競合しないものであること」とした方が実態に応じた判断ができるのではないかと。</p> <p>自己の事業の種類と全く同一の事業を行う会社等が自己の事業の延長として、他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たす出資等を行っている場合においては、当該他の会社等が子会社に該当するのは当然であるが、一方、投資企業等の投資先は広範に及び、キャピタルゲイン獲得等を目的とする営業取引の範囲内において（いわゆる「純投資」として）、自己の事業の種類に類似する事業を行う会社等に対し投資を行うケースも多く存在する。従い、純投資として自己の事業の種類と類似する事業を行う会社等に対し投資等を行う場合を想定し、「明らかに」の文言は削除する必要があると考える。</p>	<p>同上。</p>
<p>(4) ④当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと</p>		
<p>32)「シナジー効果も連携関係もないこと」について</p>	<p>「当該他の会社等との重要なシナジー効果も連携関係もないこと」と記載を改めることが適当であると考える。</p> <p>どのようなケースでシナジー効果や連携関係があると判断されるのかが不明確であり、この定めを適用する際に混乱が生じるのではないかと考えられるため、この点を明示していただきたい。例え</p>	<p>コメントを踏まえ、「当該他の会社等との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないこと」とした（第16項(4)④及び第41項(4)）。</p>



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ば、業務提携契約を締結しているなど、重要性の高いもの（影響の大きいもの）に限定することが考えられる。</p> <p>「当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと」とあるが、その判断基準について明示していただきたい。</p> <p>「シナジー効果も連携関係」はどのようなものをいうのか。投資先企業のなかには、所謂顔の広い会社がある。そういった投資先企業から、新たな投資先や別の投資先に対して取引先を紹介してもらったりすることもある。VC ビジネスにおいて、優良な投資案件を獲得し効果的に投資先企業を支援するためには、人脈の広がり非常に重要である。しかし、それを主目的として投資していない限り「シナジー効果も連携関係もない」と言ってよいのかどうか。</p> <p>通常企業集団は、投資企業以外の企業集団内の会社と、投資先会社とのシナジー効果が認められれば、投資と並行して事業提携も検討すると考えられる。あくまで将来の売却を予定しているのであるから、このことをもって直ちに連結対象とするということでは、かえって企業集団の連結上の数値を歪めるのではないか。「当該他の会社等とのシナジー効果・連携関係が財務諸表等に重要な影響を及ぼしていないこと又は及ぼす見込がないこと」とした方が実態に応じた判断ができるのではないか。</p> <p>シナジー効果や連携関係について、具体的にどう考えるかがはっきりしないように思われる。特に①との関連で現在関係がなくても売却後持分が残し、その後連携等生じる可能性がある場合等はどうか取り扱うかまで明確にすることが必要と思われる。</p>	
33) 企業価値向上を目的とした連携等について	<p>「当該他の会社等の売却等のための企業価値向上を目的とした連携等を除く」という文章を追加すべきである。投資企業等（及び当該投資企業等の企業集団内の他の会社等）は、通常、そのリソースを用いて投資先企業等の企業価値向上を図るケースは多く存在し、これらは、自己の事業の延長として子会社等との連携等を行うものとは峻別されるべきであると思われたためである。</p> <p>投資企業側において発生するシナジー効果・連携効果を要件とすることについては合理性があるものとするが、ハンズオン活動については営業取引としての投資活動の一環として投資企業が得るキャピタルゲインの増加を意図してのものであり、これに支障が生じない規定であることが、その</p>	<p>本適用指針では、営業取引のために議決権を行使していても、投資先である他の会社等と連結グループとみなされるような運営がなされておらず、当該他の会社等の意思決定機関を支配する意図はないと判断できるような場合について具体的に示すことにより、実態に見合う対応を図っている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	趣旨にも沿った望ましいものであると考える。ついては、「④当該投資企業における当該他の会社等とのシナジー効果や連携効果が、（主に）当該他の会社等への投資価値向上によるキャピタルゲイン見込額向上のみであること。」と言った文言に修正していただきたい。	コメントを踏まえ、他の要件等とともに「当該他の会社等との間にシナジー効果も連携関係も見込まれないこと」という要件を満たす場合には、投資先である他の会社等とは別々に運営され、他の会社等の意思決定機関を支配する意図はないと判断できるものと考えられる旨、及びシナジー効果も連携関係も見込まれない場合には、当該他の会社等を連結の対象としないこととしても、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす見込がないため、その弊害も少ないものと考えられる旨を追記した（第41項(4)）。
34) その他	弊社では投資先企業の価値向上のため投資先企業同士や投資事業組合等の出資者を結びつける VA (Valued Add) 活動を行っているが、キャピタルゲインを獲得するための活動であるため、「シナジー効果や連携関係」には該当しないことを確認したい。	投資企業と投資先企業との間の関係について定めているため、当該コメントは該当しないと考えられる。
投資企業等及び実質的な営業活動を行っている会社等(40項)		
35) 「専ら行う会社等」について	<p>「専ら行う会社等」は投資企業単体で判断すると理解してよいか。また、「等」と含みを持たせているので、それらの業務による収益が過半を占めていたら該当すると判断してよいか。</p> <p>「専ら行う会社等」について、「一以上の主要な事業セグメントの主たる事業目的として行う会社等」などのように改めることが、現実に即しており望ましい。「専ら行う会社等」について、「一以上の主要な事業セグメントの主たる事業目的として行う会社等」などのように改めることが、現実に即しており望ましい。</p> <p>従来企業の決算の実務に目を向けるとVC事業のみを単一事業としている会社のほかに、自身がハイテク企業であって、ハイテク企業・ナノテク企業への投資を投資育成目的（将来の株式転売目的）で行う企業や製薬関連企業でバイオベンチャー企業への投資育成目的での投資を行う企業が現実</p>	第43項に記載のとおり、本適用指針では、監査委員会報告第60号と同様に、出資者を限定している。また、第44項に記載のとおり、企業集団を1つの企業とみればその中に投資企業があっても、当該企業集団自体は投資企業とは言えないのではないかという意見もあるが、当該投資企業が実質的な営業活動を行っている会社等であり、その企業自体が第16項(4)①から④の事項

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>にはあるように見受けられる。本公開草案の指針に基づくと、VC事業のみを「専業」として行う企業においては子会社から外すことができるとされる反面、VC事業を「企業の主たる事業目的の一つ」として行い、他の事業（製造業・物品売買業も営む企業集団においては、いわゆるコングロマリット型の企業集団（セグメントの一つとしてVC事業が存在する企業集団）においては子会社から外すことができないとなるように、解釈される。この理由及び必要性の記述が少ないように思われるため、この点の追加記載をお願いしたい。</p>	<p>を満たしており、投資先を支配していないと判断されたときには、この結果を当該投資企業等の親会社の連結財務諸表上、受け入れても恣意的な適用のおそれは少ないと考えられるため、当該企業集団自体が投資企業等に該当する必要はないものとした。</p>
<p>36)「実質的な営業活動を行っている会社等」について</p>	<p>いわゆるベンチャー・ファンドやバイアウト・ファンド等も含まれることを明記していただきたい。ベンチャー投資・バイアウト等においては、有限責任組合等が実務上用いられており、GPである投資会社が当該組合自体の営業を行っていることが通常である。GPである投資会社と当該組合自体は不可分一体であることから、有限責任組合等自体が営業活動を行っているとは認めない場合には、本条項の趣旨が没却されることになると考える。</p>	<p>第43項において、実質的な営業活動を行っている会社等に該当するかどうかについての考え方が示されている。</p>
<p>企業集団が多層構造にある場合等の取扱い(42項)</p>		
<p>37) 投資先企業が投資企業と同業を営んでいる場合の取扱い</p>	<p>バイアウト投資などで設置される「受け皿会社」の扱いについて連結の対象となるのかどうか、明示していただきたい。近い将来、実質的な投資先企業と合併する前提で設立され、他の金融機関等から借入れするなどのレバレッジもなく、実質的に投資先企業と一体であると考えられる場合は連結することが適正でない場合があると考え。</p> <p>投資先企業が投資企業と同業を営んでいる場合であっても、次の要件をすべて満たす場合には、その投資先企業も数多く投資するキャピタルゲイン目的の投資先のひとつに過ぎないという実態や金融商品取引法による投資運用業者に対する規制（投資運用業者である投資企業との組合財産の取引の原則禁止、投資企業が業務を執行する他の投資事業組合等との取引の原則禁止）を考慮すると、投資先企業を支配しているとは言えないことを確認したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投資企業が金融商品取引法第35条に定める投資運用業者であること。</li> <li>2. その投資が不特定多数の出資者が出資する投資事業組合等を通じた投資であること。</li> <li>3. その投資事業組合等から複数の投資先に幅広く投資を行っていること。</li> </ol> <p>42項については、次の点を確認したい</p>	<p>第45項に記載のとおり、最初の投資先である他の会社等がいわゆる受け皿会社の場合には、第16項(4)③を満たしておらず、営業取引としてではなく自己と一体になった運営がなされる可能性が高いため、当該他の会社等を支配していないとは言えず、子会社となる。</p> <p>これは、第44項に記載のとおり、企業集団を1つの企業とみればその中に投資企業があっても、当該投資企業が実質的な営業活動を行っている会社等であり、その企業自体が第16項(4)①から④の事項を満たしており、投資先を支配していないと判断さ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(1) 受け皿会社は、投資企業が買収対象会社を買収するためだけではなく、実質投資先会社のための資金調達を行うことも目的としており、実質投資先会社と一体となって金融機関等から借り入れを実行した場合には、実質投資先会社と合併し一体となる前でも、もはや投資企業との一体性はなくなっていると考えられるが、この点を確認したい。</p> <p>(2) 受け皿会社が実質投資先と合併し、合併後の会社が実質投資先の事業を営むケースでは、要件③について、合併を機に受け皿会社と実質投資先企業が一体となるため、投資企業と受け皿会社の類似性ではなく、投資企業と実質投資先の類似性についてのみ判定すれば足りると考える。これに対して、合併はせず、受け皿会社がそのまま実質投資先グループの持ち株会社となり、上場後の売却を計画しているようなスキームにおいては、あるタイミングで受け皿会社が実質投資先グループの持ち株会社として一体として機能することになり、投資企業と受け皿会社の事業類似性は消滅したと考え、投資企業と“受け皿会社をもち株会社とする実質投資先グループ”との類似性を判定した方が経済実態に即した会計処理を行えると考えがどうか。この考え方が認められる場合、どのタイミングで投資企業と受け皿会社の事業類似性が消滅し、受け皿会社が実質投資先グループの持ち株会社として一体として機能し始めたといえるかが問題となるため、持株会社における役職員の交代（投資企業側メンバーから実質投資先グループメンバーへ）、定款の事業目的に変更（投資事業から経営管理事業へ）、持株会社と実質投資先企業グループとの経営指導契約の締結等、判断基準となる具体例を本適用指針に明記すべきと考える。</p> <p>(3) 上記1. 2. 3. の要件（投資運用業者・組合からの投資・幅広い投資先）を満たせば、投資企業と受け皿会社は一体とは言えず、従って投資企業の子会社にならないことを確認したい。</p> <p>VCやPEファンドなどの投資会社が実際に投資を行うに際しては、当該投資会社が当該投資対象先に対する投資のみを目的とするビークルを組成し、他からローンや出資等を受け入れ、投資対象先の株式等を取得することが実務上一般的である。これらは、固有の役職員や物理的施設等を有していないとともに、複数の投資対象先への投資を行っていないケースが大半であることから、「実質的な営業活動を行っている会社等」に該当しないと解釈し得る。しかし、投資会社は資金調達の効率性等の見地から便宜的に当該ビークルを用いているにすぎず、経済実態的には、実体のある投資</p>	<p>れたときには、この結果を当該投資企業等の親会社の連結財務諸表上、受け入れても恣意的な適用のおそれは少ないと考えられるため、当該企業集団自体が投資企業等に該当する必要はないものとしていることにも関係する。</p> <p>なお、子会社と判断された当該受け皿会社が、（その投資先と合併等が予定されているなどのために）支配が一時的であると認められる会社等であれば、連結の範囲に含まれないものとなる（第18項）。この際、投資企業は、（受け皿会社とその投資先との合併等により）別の他の会社等である投資先の株式を有することが見込まれるため、第16項(4)を満たすものである限り、当該投資先について、子会社に該当しないと判断されるものと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>会社が投資対象先の株式等を直接保有していることと同視し得ると考えられるため、この場合も、16項(4)の適用対象になることを明確化すべきであると考え。</p> <p>VCや金融機関が、ビークルとして実態のない会社を使って投資するケースがあるが、この場合には、他の会社を子会社に該当しないものとはできないということか。つまりビークルとしての子会社及び他の会社（実質的な被投資会社）の双方が連結対象となるということか。</p> <p>16項(4)の要件を満たす投資を行っている投資企業が、投資ストラクチャーの柔軟性を確保することを目的として、投資案件ごとに特定の受け皿会社を経由して他の会社等に投資を行うことがある。42項に基づいて、その事業の種類は、投資企業が行う事業の種類と同じ又は類するものであり、営業取引としてではなく自己と一体になった運営がなされる可能性が高いことから、子会社とされるケースにおいては、実質的な営業活動の主体を受け皿会社単独で判断するのか、投資企業と受け皿会社を一体として判断するのかにより、16項(4)なお書の要件の充足の有無が異なる可能性がある。</p> <p>「なお、他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている会社等であることが必要である」の文言は、他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たす出資等を、営業活動の実体がないビークルを通じて行うことにより、②から④の要件を潜脱することにより子会社等に該当しないようにすることを防ぐ趣旨かと思われるが、投資企業等が純投資として行う投資等においても、複数の他の投資企業等とともに投資等を行う場合等においては、ビークルを通じて行われるケースも多く存在するため、これらを峻別すべく、文言を追加する必要があると考える。</p>	
38) 図やフローチャートによる解説を付すべき	<p>文章による解説のみでは理解が困難な部分もあるため、単層構造、2層構造、3層構造のようにケース分けして、図（あるいはフローチャートなど）による解説も付け加えたほうが実務上有益と考える。</p> <p>企業集団が多層構造にある場合等の取扱いは設例を設けて図解すべきである。実際のケースにおいては、いろいろな事例が想定され、それらの事例に対して42項で記載されている内容を正確に理解して適用することは、非常に難しいのではないかと思われる。したがって代表的な事例をいくつ</p>	<p>実際のケースにおいては、いろいろな事例が想定されるため、画一的な取扱いにならないように、投資先である他の会社等と連結グループとみなされるような運営がなされておらず、他の会社等の意思決定機関を支配する意図はないかどうかの観点か</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	か設例として挙げ、関係図を示して解説を行うことが、その内容を理解しやすくするものとする。	ら、判断されるべきものと考えられる。
39) 企業集団に属する子会社と投資先である他の会社との関係	当該投資企業等が親会社である場合において、当該企業集団に属する子会社と投資先である他の会社との関係については指針上全く記載されていないが、投資企業がある会社の子会社である場合と並んで投資企業が親会社である場合についても、企業集団内の他の子会社、関連会社と投資先会社との関係についても記載を追加した方が良いものと思われる。	第 16 項(4)また書きに含めて示されている。
他の会社等の意思決定機関を支配していないこと等が明らかであると認められる場合の会計処理等 (43 項)		
40) 売却時の損益区分	<p>VC が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として投資している場合で、仮に、16 項(4)及び 24 項の①～④の要件に該当せず、子会社（もしくは持分法適用関連会社）として連結処理を行なう場合であっても、投資の EXIT 時の損益は、営業損益として処理することを否定するものでないことを 39 項及び 45 項に付け加えていただきたい</p> <p>VC 事業にかかる転売目的又は投資育成目的あるいは再生投資目的で保有する投資有価証券は一般に従来から、「営業投資有価証券」として計上し、売却時には売上高計上する会計処理が行われてきたものと考えられる。上記の公開草案が適用された場合、VC 事業会社が従来から保有する営業投資有価証券のうち、他の事業との関連性や営業取引がある場合には、上記の公開草案が適用されると子会社に該当することになるものと解釈される。この場合、営業投資有価証券から関係会社株式に振り替えた上で売却時には関係会社株式売却損益として「特別利益」計上することが義務付けられるものであるのかについても、本公開草案適用後の取扱いを明示頂きたい。</p> <p>子会社に該当するか否か（＝棚卸資産として認めるか否か）ということと、段階損益表示区分をどうするのか（従来どおり、損益計算書区分は子会社であっても売上高計上で良いのか、経常性があれば営業外損益でも良いのか、子会社の売却であるという点だけに着目し、事業的規模で VC 事業を行っている実態は捨象して特別損益区分表示しか認めないのか）という点を一体として指針を公表しなければ VC 事業を主たるセグメントの一つとし、従来議決権の過半数を投資する投資先であってもあくまで営業投資目的（転売目的での取得）として営業投資有価証券（棚卸資産）として、売却時に売上高計上している会社においては、実務上の混乱が生じるものと懸念される。このような損益表示区分の問題を解決するためには、経常損益区分・特別損益区分といった日本基準固有の</p>	第 46 項に記載されているとおり、他の会社等に対する投資は企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」及びその具体的な指針に従って取り扱われることとなる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	損益計算書の区分を廃止し、米国会計基準と同様に事業に関連するものは全て営業損益区分に含めて開示するという表示区分変更への改正を行うべきではないかと考える。	
41) 注記について	<p>16 項 (4) により、子会社に該当せず連結しない場合については、投資成果の概況（投資先の直近の財政状態、経営成績等）を注記において開示することを規定してはどうか。連結されない場合、取得原価で帳簿価額が据え置かれるため、投資者への情報開示が十分なされないと考えられる。このため、該当する会社についての投資成果の概況（投資先の直近の財政状態、経営成績等）を開示することが必要であると考えられる。</p> <p>Exit されるまで、或いは著しく価値が毀損するまで当該投資にかかる成果が開示されないため、本質的には「連結する・しない」ということでは解決するのではなく、時価を用いることによりのみ解決すると考える。なお、連結せず、簿価で据え置く場合においても、投資成果の概況（投資先の直近の財政状態、期末投資残高の適正な評価額等）を注記することが必要と考える。</p>	第 46 項に記載されているとおり、法令等（例えば、連結財務諸表規則第 13 条第 2 項第 3 号）により連結財務諸表に係る注記を行うこととなる場合には、当該法令等に従って開示を行うこととなる。
42) 要件を満たさなくなったため、連結するときの取扱い	<p>当初、4 要件を充足し、子会社に該当しなかった投資先は、その後要件を充足しなくなったため、子会社に該当することとなった場合、連結処理としては、株式の追加取得等により子会社に該当した場合と同様に処理すれば足り、過年度に遡って修正する必要はないと考えるがどうか。</p> <p>当初満たしていたものの、ある時点で当該要件を満たさなくなり、支配権を獲得したものとされたときの取扱いが明らかでないため、その取扱いについて明確にする必要があると考える。</p>	通常、子会社の支配を獲得した場合と同様であり、特別の記載は不要と考えられるため、公開草案のままとする事とした。
支配が一時的であるため連結の範囲に含めない子会社、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため連結の範囲に含めない子会社（18 項及び 19 項）		
43) 全般	「支配が一時的である場合」及び「利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある場合」は、子会社に該当するが非連結として扱うことになるため、本来は「子会社及び関連会社の範囲」の適用指針ではなく、別途定めることが望ましいと考える。別途定めることができない場合には、18 及び 19 項は「連結に含めない事由」に係る記載であることを明確にすべきである。	第 18 項、第 19 項の見出しなどからも十分理解され得るものと考えたため、公開草案のままとする事とした。
44) 支配が一時的である場合	18 項及び 25 項において、支配が一時的（又は影響が一時的）であると認められる場合の前提条件として、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって支配に該当しないこと（又は影響を与えないこと）が確実に予定されている場合となっているが、「確実に予定されている場合」は一般に限定的であると考えられ、実務を考慮して具体例を提示して戴きたい。	これまでと同様の記述（監査委員会報告第 60 号 6）であるため、公開草案のままとする事とした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
45) 利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある場合	19項において、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある場合の例があげられている。一方、実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」Q1のA3に付されている注記5がある。「匿名組合事業の損益の一部が親会社もしくは子会社に帰属しており（または親会社と子会社間での取引が行われており）」、かつ、「当該匿名組合に関して、営業者が匿名組合員の緊密な者と認められ、かつ、匿名組合員が当該匿名組合を支配している一定の事実が認められる」場合の取扱いについて、明示していただきたい。	一義的に親会社と考えられる会社が匿名組合事業に関わる管理報酬等を収受していても、通常、当該会社の損益のほとんどが帰属していることにはあたらないと考えられるため、左記のようなケースは、匿名組合員が親会社となるものと考えられる。
	匿名組合における営業者の連結上の取扱いについては、実務対応報告第20号の2.に従って判断すべきものであるため、当該適用指針でこのような例示として記載は、かえって弊害が多いのではないと思われる。限定的とまで記載した上でこれを例示する必要はないのではないか。	これは、実務対応報告第20号のQ5のAと同様の記述であるため、公開草案のままとすることとした。
	19項の「一般に、それは限定的であると考えられる」という記述が、第2文の例示されたものが限定的であるというようにも理解できるため、表現を修正することが適当であると考えられる。	コメントを踏まえ、当該記述を第19項の第1文に移動させた。
子会社に該当しない会社等（20項）		
46) 「組織の一体性」の部分が必要ではないか	更生会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在せず組織の一体性を欠くと認められる会社等は、子会社に該当しないとされている一方で、清算株式会社等は、意思決定機関を支配していると認められる場合には、子会社に該当するとされている。20項は、意思決定機関を支配しているかどうかにより、子会社に該当するかどうかを分けていると考えられることから、「組織の一体性を欠くと認められる」という表現は削除すべきと考える。	連結原則等における表現であることから、公開草案のままとすることとした。
47) 更生会社と民事再生会社の取扱いについて	更生会社の場合は、最終的には株主はその地位を失うことが多く、裁判所の監督の下、管財人の主導によって更生手続が行われ、民事再生会社の場合は、事業の継続を目的としている以上、民事再生手続によっても株主はその地位を喪失しないという違いがあること（会計制度委員会研究報告第11号）から、民事再生会社を子会社に該当しないと判断するには、慎重に検討する必要があると思われる。そのため、適用指針においては、更生会社と民事再生会社を並列的に記載せず、両者を分けて記載するなどの工夫をすることも考えられるかと思われる。	これまでと同様の記述（監査委員会報告第60号2なお書き）であることから、公開草案のままとすることとした。
他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有していないが、当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して重要な影響をあたえることができる場合（21項から23項）		



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
48) 関連会社の範囲の決定に関する取扱い	他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有していないが、当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合において「自己との取引の割合が相当程度」との記載があるが、具体的な数値についての目安を示すことを検討願いたい。	これまでと同様の記述（監査委員会報告60号3(3)②1）であるため、公開草案のままとすることとした。
利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため持分法を適用しない関連会社（26項）		
49) 具体例	この定めを適用する際の混乱を避けるため、子会社の場合（19項）と同様に、具体例を明示していただきたい。	既に連結財務諸表規則にある定めと整合させるためのものであり、極めて限定的な場合でもあることから、公開草案のままとすることとした。
会社に準ずる事業体に関する取扱い（28項）		
50) 特別目的会社	本適用指針案は、監査委員会報告第60号の会計上の取扱いに関する部分について内容を引き継ぐものであること、また、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」や財務諸表等規則に規定されていることから、特別目的会社に関する支配の判定（監査委員会報告第60号4(2)）も記載すべきであると考えます。	コメントを踏まえ、第29項に記載した。
51) 会社に準ずる事業体	<p>28項に会社に準ずる事業体が列挙されているが、整理した方が良いのではないかと考えます。</p> <p>1. 特定目的会社のみ設立の根拠法令が明記され、投資法人等がないのは、平仄を欠いている。</p> <p>2. 括弧書きで外国法令に準拠して設立されたものを含むとしておきながら、その後海外における同様の事業を営む事業体とされている。</p> <p>本項において、信託の取扱いについて言及してはどうか。</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により、中間法人法が廃止され、中間法人は一般社団法人へ移行することになるため、所要の修正が必要と思われる。</p>	コメントを踏まえて第28項の記載を整理し、第53項でも言及した。
適用時期等		
52) 監査委員会報告第60号の改廃について	監査委員会報告第60号は、改正のみならず、廃止も含めて検討されるのか確認したい。廃止も含めているのであれば、本適用指針案の内容では不十分であることから、Q&Aも含めて監査委員会報告第60号との比較を行った上で拡充が図られるべきであると考えます。	JICPAにおいて検討されることとなるが、第32項に、「監査委員会報告第60号については、改廃を検討することが適当であ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
53) コンバージェンスを視野に入れて広範に議論すべき	連結の範囲の考え方については、2011年に向けたコンバージェンスをも視野に入れ、連結財務諸表制度の本旨に基づく広範な議論を行うことが望まれる。企業会計基準委員会においては、コンバージェンス関連項目として「連結の範囲」を掲げ専門委員会で今後対応を行うことを明らかにしている。今回の適用指針案では、この点は触れられていないが、連結財務諸表制度における連結範囲の問題については、重要性が高いテーマであることから、連結財務諸表制度の本旨に基づく広範な議論が提起されることを希望する。	「」旨を記述した。  本適用指針はコンバージェンスとは別途に、国内的な問題に対応したものである。IASBにおける「連結プロジェクト」は、現在、審議が継続されており、その動向を踏まえ、ASBJにおいても審議を行っているため、第34項にその旨の説明を加えた。
54) 適用初年度の取扱いの明示	本適用指針では、「適用時期等」について述べられているが、適用初年度の考え方については触れられていない。連結範囲の見直しが必要となる場合について、適用初年度の取扱いを明示願いたい。	連結範囲の変更に伴う会計処理は、新たな取締役の派遣等による新規連結の場合と同様と考えられる。よって、公開草案のままとすることとした。
その他		
55) 「概ね」という表現	9項(5)、13項、14項(3)、15項(1)、21項(2)に関し、「概ね」という表現が加わっているが、「概ね」という表現には、主観性が入る余地があるため、削除した方が良いのではないか。	これらは、もともと実態判断を必要とされていることによるため、公開草案のままとすることとした。
56) 重要性の判断基準について	「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」（監査委員会報告第52号）に記載されている連結の範囲に係る重要性の判断基準についても実務面での手続や判断の明確化のため、今回の適用指針に含めることを検討戴きたい。	監査委員会報告第52号が別途、機能しているため、今回の適用指針に含める必要はないものと考え、公開草案のままとすることとした。